

陽だまり通信

陽だまり通信

通院介助・外出支援サービスの継続が 危機に！

これまで陽だまりが行ってきた有料ボランティアサービスのうち、車を使ったサービスが継続の危機に立たされています。平成十八年度から、国土交通大臣の定めた「ガイドライン」の基準を満たさなければ、有償のボランティア輸送が違法扱いとなってしまうからです。以下、詳しく報告します。

道路運送法第八十条一項

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。

これまで、非営利の移動サービスについては、右の法律に抵触する恐れがあると云われながらも、現にサービスを必要としている人が大勢いるという現状から、解釈が曖昧なまま全国的に行われてきました。

そこでこの度、非営利の移動サービスが法的に明確に認められた形で行えるようにと、運輸局において「ガイドライン」が定められたのです。これにより、陽だまりがサービスを継続するために、基準を満たすことが必要となりました。

そこでこの度、非営利の移動サービスが法的に明確に認められた形で行えるようにと、運輸局において「ガイドライン」が定められたのです。これにより、陽だまりがサービスを継続するために、基準を満たすことが必要となりました。



「ガイドライン」の基準とは

簡単にいえば、①地方公共団体（東広島市）が、タクシー等の公共交通機関では移動制約者に十分な輸送サービスを確保できないため、非営利の福祉有償輸送が必要であると認める ②そのことを踏まえて、東広島市が運営協議会を開催し、区域内のサービスの必要性や、安全の確保・旅客の利便等について話し合い、運営協議会が、NPO等非営利団体の申請に対して許可を出す ③許可を得た非営利団体が運輸局に申請する という手順を得て、福祉有償輸送の許可を得ることです。

陽だまりでは、平成十八年度以降もサービスが継続できるようにと、塩谷副代表が本年一月から3回にわたって東広島市役所を訪問

し、運営協議会の設置をお願いしてきましたが、なかなか明確な返事をいただけない状況です。陽だまりでは、年間約八十名の方が移動サービスを利用しています。そして、外部からのサービスに対する問い合わせも後をたたない状況です。

陽だまりは、今後も市との交渉に粘り強くあたっていくと思いますが、その過程において、利用者のみなさまに協力をお願いすることも増えてくるかもしれません。そのときには共に力を合わせていただきますよう、よろしくお願いいたします。



会員の広場



認知症の母が逝って

福重 光明

「うちのお金を盗ったのを返して～」と突然叫び、母の痴呆が顕在化したのが平成 9 年 2 月だった。

以後 8 年間、我が家で生活し、本年 1 月にターミナルに到着したが、膨大なストーリーのうち陽だまりとの間の一部について回顧してみた。

我が家は、母子二人家庭で私には勤めがあり、母は施設入所を嫌がるため、昼間は誰かに見守ってもらう必要があったが、適当な人が見つからず困っていたとき、発足直後の陽だまりに出会った。私が探していたのは、この種の支援だった。迷うことなく母をお願いし、私は仕事を続けることが出来た。その後、母が寝付き複雑な介護が必要になった頃、陽だまりでヘルパー事業が始まったため、有料ボランティアとの組み合わせで終日介護をお願いすることになった。

陽だまりには 4 年余りお世話になった。最初元気で動き回っていた婆さんが、寝たきりになり、時には病院の付き添いもしてもらい、そして食事も排泄も全介助となり、遂には胃への注入食を作ってもらい最期となった。このように衰えていく人生の最後の部分を長い年月の間支えてくださったのは、母を親身に思ってくくださったからであり、感謝に耐えない。母も、同じ気持ちであり、「もう帰るん?」「泊まりんさいや」と言ったり、車が発車するときは「ああ、帰ってしまう」と声をあげたり、ヘルパーさん達を娘のように信頼していた。

60 年近く母を見てきた私は、母は他人と打ち解けず、肩を張っていて感謝心もなく、根性の悪い人間であると思い続けてきた。しかし、この 4 年の間に、素直な感謝の心、換言すれば子どものような仏様のような心に少しずつ変わってきた。これには大驚きというほかない。これは、陽だまりの皆様が母をそうさせたものであり、認知症の母が逝って、私に残してくれたものは、このことだったように思われる。

これから先、私も多少生き方が変わってくるかもしれない。

初めて家族の方から陽だまりに依頼があったその時から、4 年と余り関わらせていただきました。長い月日のうちに、その方の趣味、好きな食べ物などいろんなことがわかり、なんだか私に似ているところもあって、とても気持ちが分かり合える気がしました。だんだん体力が落ちてきて、車いすに移乗することも、口から食事を摂取することも難しくなり、毎回サービスに入っていた私にとって、痩せていく姿を見るのはとてもつらかったです。いつかこの日が来ると思っていたのですが、もう少し長く生きていただけのではないかと、毎日一生懸命介護してきました。最後までそばにいられて、本当にきれいな仏様のようなお顔を見れたことは、ご家族の方に感謝しています。

福重さんはよく外の庭の花を眺めておられましたね。去年、息子さんが「母がベッドから見えるように」とスイセンの花を植え替えられ、その花畑を見ることはできなかったけれど、きっと天国からご覧いただけるでしょうね。とても素晴らしい最後だったと思います。いろんなことを教えてくださったご家族の皆様、本当にありがとうございました。

池田 直美

変わる介護保険 ～介護予防サービスの導入～

平成十八年度の改正に向け、現在介護保険の大幅な見直しが行われています。改正案の成立はまだ先ですが、柱は軽度の高齢者を対象にした「介護予防サービス」の導入です。いったいどのような内容なのか、大まかに見てみましょう。

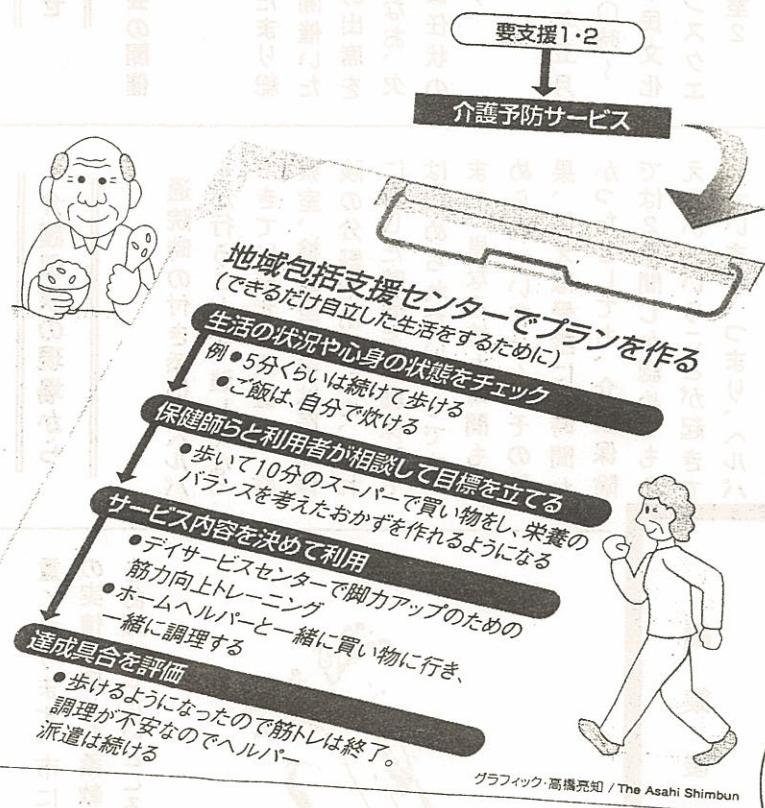
高齢者が地域で自立した生活を送れるようにすることを旨とする介護予防の対象は、**要支援と要介護1の人**。市町村が、介護予防が必要かどうかを判断する。判断基準は今後詰めるが、認知症や末期がん、脳梗塞や心疾患、神経難病、骨折の直後は対象外となる見通し。軽度の高齢者が体を動かさず心身の機能が衰える「廃用症候群」を防ぐことが目的となっている。現在六つに分かれている要介護度の区分は、「要支援者」が二つになることで、計七区分となる。要支援者は介護が必要な程度に応じて「要支援 1」「要支援 2」に分けられ、別体系のサービスを受けることになる。

介護予防のメニューを作るのは、**事業所のケアマネジャー**ではなく、新たにできる**地域包括支援センター**（仮称）の保健師ら。例えば、通所施設で長く歩く

ことができるように体操やマシンを使った筋力向上トレーニングをしたり、栄養が偏らないように食事指導を受けたりする。訪問介護についても、ホームヘルパーに手順を教わりながら一緒に調理をしたり、洗濯物をたたんだり、自立を目指した内容となる。介護予防対象者の利用限度額やサービスの内容・回数が決まるのは夏ごろになる見通しである。

一人暮らしをしていたり、生活に不便な過疎地に住んでいたりと、生活に大きな問題がある人にとって、家事代行サービスが使えるかどうかは大きな問題である。厚生労働省は家事代行を認める場合、対象者や利用期間を限定する方針だが、具体的な内容はまだ決まっていない。

（参照：朝日新聞2005年2月8日 朝刊）



現行	変更後
要介護 5	5
4	4
3	3
2	2
1	要介護 1
要支援	要支援 2
	要支援 1

(□ は介護予防の対象者)

現在、要支援、要介護1の人は、今利用しているサービスが使えなくなる可能性もあるので、介護保険見直しの動向には注意しておいてください！

事務局だより

行事報告

① 地域福祉講座の開催

十一月二一日(日)十三時半、サンスクエアにおいてターミナルケアをテーマに開催、約二〇人が参加した。講師は広島ビジネス専門学校介護福祉学科主任教員・佐川育子氏。現在介護に直面している参加者から、具体的な質問がでるなど有意義な研修会であった。

② ヘルパー研修会の開催

十二月十九日(日) 地域福祉講座欠席者を対象にビデオ学習を実施。
一月二三日(日) 基本的態度、記録の書き方。



③ ヘルパー実習生の受け入れ

一月下旬、他団体主催のホームヘルパー2級養成講座の受講者3名を実習生として受け入れ、利用者宅を陽だまりヘルパーとともに訪問してもらった。ご協力いただいた利用者のみなさま、ありがとうございます。

④ ボランティア交流会への参加

三月二〇日(日)、教育委員会主催のボランティア交流会が東広島市中央公民館において開催された。陽だまりはボランティア横丁へ出展し、ボランティア希望者に活動をPRした。



お知らせ

平成十七年度総会の開催について

平成十七年度陽だまり総会を左記のとおり開催いたします。多くの方の出席をお待ちしています。なお、欠席される会員は委任状の提出をお願いします。

【日時】平成十七年五月

一四日(土)一〇時

【場所】東広島市民文化

センター(サンスクエ

ア)2階 研修室2

【内容】平成十六年度事

業報告および十七年

度事業案について

※ 総会参加予定の会員で、会場までの交通に困りの方は事務局までご相談ください。



介護保険の現場から

通院時の付き添いをヘルパーが行うことが、難しくなってきた。処置室、診察室、検査室の中は医療保険の分野であるため、それに有した時間を介護保険では認められないからです。また、単なる待ち時間も認められていません。その結果、例えば受診に4時間かかったとしても、介護保険では2時間しか認めてもらえないということが起きています。つまり、ヘルパー料金の1割負担は2時間までで、残り2時間は各事業者が設定しているオプション価格、または十割相当額を利用者が支払うこととなります。今後は通院時の付き添いはできるだけ家族で行うことが望ましいようです。しかし、種々の事情から、どうしてもヘルパーが付き添わなければならない場合もあり、その際に利用者にかかる負担を思うと心が

重くなります。市には個々の実情に応じた柔軟な対応をお願いしたいところです。



編集後記

今年度もあとわずかとなりました。この一年もいろいろな出会いと、そして別れがありました。

新しい出会いでは、今後の活動に示唆と智慧を与えられました。旅立って逝かれた方々からは一言では言い表せられない、たくさんのお宝をいただきました。

それらの出会いに感謝しつつ、陽だまりはまた、新たな一歩を踏み出していきます。

来年度も、どうぞ変わらぬご支援を！